平成２９年（フ）第７６４４号
東京都品川区西品川２丁目22―13―201
債務者　吉田　真理
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６４７号
東京都豊島区高松２丁目５－５－103
債務者　武田　　功
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６６１号
東京都台東区千束２丁目29－４－303
債務者　松本　一江
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６６５号
東京都杉並区和泉１丁目18－４　シティハイム泉Ⅱ　202
債務者　尾崎　大悟
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６７３号
東京都品川区八潮５丁目12―69―418
債務者　川辺　初枝
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６８０号
神奈川県横浜市南区大岡１丁目58―16　ポートランド大岡第２　102
債務者　國府方　楓
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６８１号
埼玉県上尾市大字今泉195
債務者　大室　克代
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４３号
静岡市清水区平川地24番16号　ルミエール平川地105
債務者　田中　詠三
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８８１号
埼玉県所沢市林３丁目569番地の５
債務者　北田貴美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２４７号
横浜市泉区上飯田町2472番地
債務者　岡田　晴子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２９０号
横浜市港北区箕輪町３丁目27番24―415号
債務者　伊藤　愁陛
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６１０号
東京都江東区東砂３丁目17―20―306
債務者　玉置亜紀代
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６５０号
東京都豊島区長崎４丁目23―14―203
債務者　渡利　康雄
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１２７号
横浜市中区初音町２丁目40番地　トレゾア横浜603号室
債務者　前田　　俊
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１４号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸１丁目１番13―204号
債務者　渋谷　征人
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部